

宇部市 I o T ・ A I ・ 5 G ステップアップ補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇部市中小企業振興基本条例（平成24年条例第14号）第3条に掲げる基本方針に基づき、市内企業又は市内企業と市外企業が連携して、I o T ・ A I ・ 5 G の導入・活用を図り、導入・活用段階に応じた補助を行うことで、企業のものづくりの高度化、スマート化、生産性向上等を支援する宇部市 I o T ・ A I ・ 5 G ステップアップ補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者をいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する者をいう。
- (3) I o T 複数の機械等がネットワーク環境に接続され、そこから収集される情報・データを活用して、①監視（モニタリング）、②保守（メンテナンスサービス）、③制御（コントロール）、④データ分析（アナライズ）のいずれかを行うことを指す。
- (4) A I 人間の行い得る知的活動をコンピュータ等に行わせる一連のソフトウェア技術を指す。
- (5) 5 G 「超高速・大容量」、「多数同時接続」、「超低遅延」が特徴である、第5世代移動通信システムを指す。

(補助対象事業者)

第3条 この補助金の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす中小企業者及び小規模企業者とする。

- (1) 市内に本社を有し、かつ、市内に活動拠点を有していること。
- (2) 2年以上事業を営んでおり、今後5年以上継続して事業を営む見込みがあること。
- (3) 市税の滞納がないこと。

(欠格事由)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象事業者となることができない。

- (1) 公序良俗に反する事業を行う者
- (2) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に定める風俗営業等の事業）を行う者
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）第1項に該当する者
- (5) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (6) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する法人又は個人並びにそれらの利益となる活動を行う法人又は個人

(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業で、交付決定日以降に着手し、当該年度の2月26日までに完了する事業とする。ただし、国・県その他の公的機関から補助金等の交付を受ける事業は対象外とする。

(1) 課題見える化事業

I o T導入・活用により、各種情報・データを収集し、自社の経営課題や業務改善課題の抽出、把握による「見える化」を行う取組み

(2) 本格展開に向けた実証事業

自社の業務改善課題を踏まえ、スマート化や生産性向上のためのI o T等の本格導入・活用拡大や、5 G・A Iの導入等を行う取組み

(3) フル活用事業

I o T等で得られたビックデータを活用したA Iの積極活用や、自社外のデータ共有による更なる業務の最適化、5 G導入等により、新たな付加価値を創造する取組で、事業完了後1年以内に生産性3%向上(具体的な計画に基づく)が見込まれる取組み

(補助金の額等)

第6条 市長は、予算の範囲内において補助金の額を決定する。

- 2 前項の規定における補助金の額の算定については、別表1に掲げる補助率、補助上限額のとおりとする。
- 3 前項の規定により算出された補助金の額に、千円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てる。
- 4 補助金額の算定の対象となる経費は、前条に規定する事業の実施に要する経費とし、別表2に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象事業者で補助金の交付を受けようとする者は宇部市I o T・A I・5 Gステップアップ補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付し、提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定に基づく申請書が提出された場合は、その内容を審査し、交付を決定した補助対象事業者には、宇部市I o T・A I・5 Gステップアップ補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不交付を決定した補助対象事業者には宇部市I o T・A I・5 Gステップアップ補助金不交付決定通知書(様式第3号)により結果を通知するものとする。

- 2 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。

(補助事業の内容変更等)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)が当該決定に係る事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更しようとするときは、あらかじめ宇部市I o T・A I・5 Gステップアップ補助金事業計画変更申請書(様式第4号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、次に定める軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助金交付決定額の20パーセント以内の変更をする場合
- (2) 補助対象経費の目的を実質的に変更するものでない場合
- (3) 補助事業の目的に影響のない程度の事業計画の細部を変更する場合

- 2 市長は、前項の規定に基づく申請書が提出された場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該補助事業者に対し、速やかに宇部市 I o T ・ A I ・ 5 G ステップアップ補助金事業計画変更承認通知書(様式第 5 号)により通知するものとする。ただし、変更後の補助金の額は、前条に規定する交付決定通知書に記載された補助金の額を超えないものとする。
- 3 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

(補助事業の中止)

第 1 0 条 補助事業者は交付決定を受けた後、やむを得ない理由により、補助対象事業を中止しようとするときは、速やかに宇部市 I o T ・ A I ・ 5 G ステップアップ補助金事業中止届(様式第 6 号)を市長に提出しなければならない。

(補助事業の実績報告)

第 1 1 条 補助事業者は、補助事業を完了した日から 3 0 日以内又は当該補助金の交付を申請する日が属する会計年度の 2 月 2 6 日のいずれか早い日までに、宇部市 I o T ・ A I ・ 5 G ステップアップ補助金実績報告書(様式第 7 号)を提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 1 2 条 市長は、前条の実績報告書が提出された場合において、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容(第 9 条の規定により事業計画が変更となった場合は変更承認後の内容)及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、第 8 条の規定に基づく交付決定額(第 9 条の規定により交付決定額が変更となった場合は変更承認後の額)の範囲内で補助金の額を決定し、速やかに当該補助事業者に対し、宇部市 I o T ・ A I ・ 5 G ステップアップ補助金額確定通知書(様式第 8 号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

- 第 1 3 条 補助事業者は、前条の規定による補助金の確定通知を受けた後、補助金の交付を受けようとするときは、宇部市 I o T ・ A I ・ 5 G ステップアップ補助金交付請求書(様式第 9 号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による請求書が提出された場合において、その内容を審査の上、適正と認めたときは、速やかに補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

(帳簿等の整備)

第 1 4 条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の関係書類を整備し、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間、これらを保存しなければならない。

(補助事業完了後の状況報告等)

- 第 1 5 条 交付決定を受けた補助対象事業者は、市長に対し、補助金を交付した日の属する翌年度から、別表 3 に掲げる決算期までの間、各決算期経過後 4 か月以内に、宇部市 I o T ・ A I ・ 5 G ステップアップ補助金状況報告書(様式第 1 0 号)を提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、市長が当該補助事業に関する調査を行う場合は、その調査に協力しなければならない。

(交付決定の取消)

第 1 6 条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決

定（第9条の規定により交付決定額が変更となった場合は変更承認後の額）の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請若しくは報告又は不正行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前条第1項の規定に反したと認めるとき。
- (3) 補助金を補助事業以外の用途へ使用したとき。
- (4) この要綱又は補助金の交付決定の内容（第9条の規定により事業計画が変更となった場合は、変更承認後の内容）若しくは補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。

2 前項の規定は、第12条の規定に基づき補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

（補助金の返還）

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助事業者に対し、期間を定めてその返還を命じるものとする。

（遅延利息）

第18条 市長は、前条の規定により補助金の返還を命じた場合において、当該返還すべき金額を指定した期日までに補助事業者が納付しなかったときは、宇部市財務規則（昭和44年規則第4号）の定めに従い、督促状を補助事業者に発するものとする。

2 前項の規定により督促を受けた補助事業者は、督促で指定した期限（以下「指定期日」という。）までに納付しなかったときは、指定期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、宇部市遅延金の徴収に関する条例（昭和39年条例第57号）に定める利率により計算した額を遅延利息として納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

（財産の処分）

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用又は譲渡、交換、貸付若しくは担保に供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の全部若しくは一部を返納し、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過した場合は、この限りではない。

（成果の発表）

第20条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に成果の発表を求めることができる。

（補助金交付に関する情報の公表）

第21条 市長は補助金交付に関して次に掲げるものを公表するものとする。

- (1) 補助事業者の名称及び所在地
- (2) 補助事業の名称及び事業概要
- (3) 補助事業に係る補助金額

（その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年10月13日から施行する。

別表1（第6条関係）

補助対象事業	補助率	補助上限額 (補助下限額)	補助上限額 増加後（※1）
課題見える化事業	補助対象経費の2/3以内	1,000千円 (100千円)	1,200千円
本格展開に向けた 実証事業		4,000千円 (400千円)	4,800千円
フル活用事業		10,000千円 (1,000千円)	12,000千円

※1 上記事業を実施するため、市外企業との連携事業または、共同事業の場合は、補助上限額を2割増とする。

※2 上記事業の複数での同時実施は不可とする。

※3 千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

※4 原則、1年度あたり1交付対象者1回までとする。

別表2（第6条関係）

1 補助対象経費は次のとおりとする。ただし、交付決定日以降に契約し、かつ、事業実施期間の間に要する経費を対象とする。

経費区分	内容
機械装置・器具費	以下の導入に要する経費 ・機械装置：機械・装置・部品（センサー、RFID等） ・工具・器具：測定工具・検査工具等 ・専門ソフトウェア
I o T・A I・5 G 関連装置等	I o T・A I・5 G関連装置、周辺設備及びソフトウェアの導入に要する経費
クラウド使用料等	クラウドの使用料及び通信料
専門家経費	外部専門家等から技術的指導を受ける場合に要する経費
通信運搬費	運搬料、宅配・郵送料等
外注費又は委託費	外部に委託する経費
その他の経費	市長が必要と認める経費

2 補助対象外経費は次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付決定日前に発注し、購入し、若しくは契約し、又は補助事業の期間終了後に納品、検収等を実施したもの
- (2) 事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料及び光熱水費
- (3) 電話代、インターネット利用料金等の通信費（クラウド利用費に含まれる附帯経費を除く。）
- (4) 汎用性があり、目的外使用となり得るもの（事務処理用のPC関連、スマートフォン、タブレット端末、プリンタ、デジタル複合機等）
- (5) 事務用品等の消耗品費、雑誌購読料、新聞代及び団体等の会費
- (6) 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用

- (7) 自動車等車両の購入費、修理費及び車検費用並びに不動産の購入費
- (8) 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- (9) 公租公課（消費税及び地方消費税等）
- (10) 補助金事業計画等の書類作成及び送付に係る費用
- (11) 中古市場においてその価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
- (12) 設置場所の整備工事又は基礎工事に係る費用
- (13) 国、県等の他の補助金、助成金が充当される費用
- (14) 国、県等の事業により、費用が負担軽減されるなど実質的に支援の対象となる経費
- (15) 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

別表3（第15条関係）

補助対象事業	報告決算期間
課題見える化事業	1期分
本格展開に向けた実証事業	3期分
フル活用事業	5期分